資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和８年２月１日で利用終了しました東部商業開発事業協同組合発行の「商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき払戻しを行います。

１．払戻しを行う前払式支払手段の種類
　商品券（1,000円券）

２．払戻しの申出期間
　令和８年２月２日から令和８年４月30日まで
　受付時間午前10時から午後５時まで（休館日を除く）
　当該期間内に申出がない場合は、この払戻しの手続きから除斥されます。

３．お問い合わせ先　福井県福井市松城町12番地７号
　令和８年２月２日
　東部商業開発事業協同組合　パリオ事務局